

業務の入札における最低制限価格の算入率・範囲の改定について

令和 7 年 4 月 1 日改正

守山市が入札を行う建設工事にかかる委託業務について、ダンピングや成果物の品質低下防止のため、国の低入札価格調査基準の取扱い基準の参入率・範囲が改定されたことを受け、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う業務から新たな最低制限価格の参入率・範囲にて算定しますのでご注意ください。

1 対象業務

予定価格が100万円を超える下記の業務で、2 者以上の競争入札によるもの

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) その他、市長があらかじめ指定した業務または特別な業務

2 最低制限基本価格の算定

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（千円未満切捨て）の合計とする。

(1) ア 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額
- ④ ー

イ 建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

ウ 土木関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額

エ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
④ 諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額

オ 補償コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
② 直接経費の額
③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額

※市長があらかじめ指定した業務または特別な業務については、前号の算出方法にかかわらず予定価格の 10 分の 6.0 から 10 分の 8.1 までの範囲内において決定する。

3 最低制限基本価格の設定範囲について

ア 測量業務

予定価格の 10 分の 6.0 から 10 分の 8.2

イ 建築関係の建設コンサルタント業務、ウ 土木関係の建設コンサルタント業務、オ 補償コンサルタント業務

予定価格の 10 分の 6.0 から 10 分の 8.1

エ 地質調査業務

予定価格の 3 分 2 から 10 分の 8.5

4 適用日

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告または入札参加指名通知等を行う業務から適用する。